

第499回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和4年7月28日（木）

午後1時00分～

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

1. 出席者

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 公益代表委員 | 伊東眞一、杵崎のり子、下山 朗、深水麻里、山口宣恭 |
| 労働者代表委員 | 北尾 亮、松田拓実、水谷圭子（オンライン参加）、山本 勝、山根 惇 |
| 使用者代表委員 | 上村賢司、柴田健司、当麻和重、西田雅彦 |
| 事務局 | 鈴木労働局長、高木労働基準部長、箸方賃金室長、上林室長補佐 |

2 審議事項

- (1) 奈良地方最低賃金審議会奈良県最低賃金専門部会委員の任命について
- (2) 関係労使の意見聴取について
- (3) その他

3 主要経過・審議結果

【上林補佐】

それでは、定刻になりましたので、第499回奈良地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は所用により使用者側委員の小西委員がご欠席されており、また、下山委員が少し遅れて来られますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは伊東会長、議事の進行をよろしく申し上げます。

【伊東会長】

本日は、ご多忙の中、ご出席をいただき、ありがとうございます。

ただ今から第499回奈良地方最低賃金審議会を開始します。

まず、本日の審議会は「公開」で行うこととなっております。また、審議会終了後は、議事録を作成し、奈良労働局ホームページに公開する予定となっておりますので、あらかじめお伝えしておきます。

次に、本日の議事録の署名人を指名いたします。私のほかに、労働者側からは松田委員、よろしくお願いいいたします。使用者側からは当麻委員、よろしくお願いいいたします。

それでは、早速ですが議事を進行いたします。

【箸方室長】

恐れ入りますが、審議に入る前に、事務局より先にお知らせしたいことがございますので、よろしいでしょうか。

【伊東会長】

分かりました。それでは、どうぞ。

【箸方室長】

中央最低賃金審議会における既定のスケジュールでは、7月25日（月）の第4回目目安小委員会での目安報告を経て、7月27日（水）の中央最低賃金審議会本審において、中央最低賃金審議会の会長から厚生労働大臣に目安の答申が行われる予定でしたが、結論を得るための調整にかなりの時間を要するとのことで、当初の予定から遅れるとの連絡が厚生労働本省よりございました。

中央最低賃金審議会においては、昨年度、異例の採決となり、その後の審議の総括において「労使双方がやむなしという段階に至るまで十分な審議を尽くせるよう、最大限努力する」としたことを踏まえ、丁寧な議論を行う必要があること、また、例年以上に目安額とその根拠・理由について明確で納得できるものとしてほしいとの意見が労使から出ている状況であることを踏まえ、目安額とその根拠・理由について、公益委員が再度検討する時間が必要となることから、例年の

ように日程を詰めて開催するのではなく、さらに時間をおいて議論を再開することとしたとのことです。

このようなことで、誠に申し訳ございませんが、本日、目安をお示しすることができませんことをお知らせし、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

【伊東会長】

それでは、議事を進めます。

議題（１）「奈良地方最低賃金審議会 奈良県最低賃金専門部会 委員の任命について」の審議に入ります。

奈良県最低賃金専門部会の委員は、関係労使から推薦を受け、その候補者のうちから任命するというになっており、その推薦のため、６月３０日から７月１４日までの期間、公示されたと思いますが、その結果について事務局から報告してください。

【箸方室長】

はい。ご説明いたします。奈良県最低賃金専門部会の委員につきまして、関係労使からご推薦を受けた候補者のうちから、令和４年７月１５日付けをもちまして、委員に任命いたしましたので、ご報告します。任命した委員は、お手元の資料１頁「奈良地方最低賃金審議会 奈良県最低賃金専門部会 委員名簿」をご覧ください。

-

奈良地方最低賃金審議会 奈良県最低賃金専門部会委員名簿

公益委員

伊東 眞一 委員
下山 朗 委員
山口 宣恭 委員

労働者代表

北尾 亮 委員
松田 拓実 委員
山本 勝 委員

使用者代表

上村 賢司 委員
当麻 和重 委員
西田 雅彦 委員

以上でございます。

【伊東会長】

それでは、第1回奈良県最低賃金専門部会の開催に関して、事務局から説明をお願いします。

【箸方室長】

それでは、説明します。

第1回奈良県最低賃金専門部会については、既に、7月20日（水）に開催しております。

審議内容は、「部会長及び部会長代理の選出」、「専門部会の進め方」、「審議日程」で、この後開催が予定されている第2回目から金額審議に入ることとなっています。

【伊東会長】

分かりました。それでは、奈良県最低賃金専門部会の委員に任命されました皆様方には、大変ご苦勞をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

それでは、議事を進めます。

議題（2）「関係労使の意見聴取について」を審議しますので、事務局から説明をお願いします。

【箸方室長】

それでは、ご説明します。

お手元の資料2頁「関係労使の意見聴取に係る関係法条文の抜粋」をお付けしております。時間的制約もございますので、読み上げての説明は省略させていただきます。

これらの条文に基づき、6月30日から7月21日までの期間、関係労使からの意見を求めておりましたところ、5つの労使団体から意見書の提出がございました。

意見書の提出がありました順にご紹介します。

7月12日付けで、日本労働組合総連合会奈良県連合会の西田会長様から、資料3頁「奈良県最低賃金の改正決定に係る意見の申し立て」のご提出があり、また、7月20日付けで、一般社団法人奈良経済産業協会の林田会長様から、資料5頁「奈良県最低賃金の改正決定にかかる意見の申し立て」のご提出があり、さらに、7月21日付けで、奈良県労働組合連合会の松本議長様、市民生協ならコープ労働組合の松本執行委員長様及び奈良県医療介護福祉労働組合連合会の弘田執行委員長様から、資料9頁「最低賃金の大幅引上げを求める意見書」がそれぞれ提出されましたことをご報告いたします。

以上でございます。

【伊東会長】

ただ今事務局から説明がありましたように、日本労働組合総連合会奈良県連合会、一般社団法人奈良経済産業協会、奈良県労働組合連合会、市民生協ならコープ労働組合及び奈良県医療介護福祉労働組合連合会の労使団体から意見書が提出されておりますので、この審議会の場におきまして、各団体から意見をお聴きしたいと思います。

なお、奈良県労働組合連合会様、市民生協ならコープ労働組合様及び奈良県医療介護福祉労働

組合連合会様は、お一人の方が代表して意見表明されると聞いておりますので、よろしくお願ひします。

お聴きする順番は、例年のとおり意見書を提出された順でお願いしたいと思います。会場中央の座席まで移動の上で、ご発言をお願いします。

それでは、最初に日本労働組合総連合会奈良県連合会様からお願いします。

【松田委員】

それでは、労働者側を代表いたしまして連合奈良の松田より申し上げたいと思います。

資料NO. 3にありますとおり、7月12日付で連合奈良の西田会長より意見書を提出させていただきます。こちらの意見書では、日本における労働に関する現状や課題、昨年度の審議結果を踏まえた課題等について記載をさせていただきます。また、裏面には、これらを踏まえました5点の意見・要望を記載させていただきます。この内容について、私よりさらに詳しく述べさせていただくために、別資料をお手元に配布させていただきますので、そちらをご覧くださいながら、意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、そちらの資料の1ページ目をご覧ください。ここに記載した3点のポイントについて説明させていただきます、意見を申し上げさせていただきたいと思います。1点目は至近の情勢認識、2点目は奈良県の状況、3点目は地域別最低賃金の3要素についてです。

めくっていただきまして、2ページ目の至近の情勢認識としまして、諸外国と国内の状況について説明いたします。

世界経済においては、2022年の世界経済成長率は、実質3.6%と予想されており、国際情勢の影響により減速する見込みとなっております。また、世界的な物価上昇にともない、低所得国の脆弱性が一番大きな影響を受けているとされています。

日本経済においては、GDP成長率は実質で3.2%程度、名目で3.6%程度となっており、GDPは過去最高となることが見込まれています。公的支出による経済の下支えにより、成長と分配の好循環の実現に向けて着実に前進しているとしています。

もう1点が、物価上昇についてです。消費者物価指数の持ち家の帰属家賃を除く総合においては、2022年5月に+2.9%となっており、また、基礎的支出項目が+4.7%となっているなど、最低賃金近傍で働く者の生活が物価上昇により圧迫されていることがわかります。

続きまして、3ページの最低賃金に関する情勢認識についてです。

最低賃金に関する政府方針としては、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引き上げに取り組みとしています。

また、昨年の最低賃金引き上げによる中小企業の反応も記載していますが、「引き上げるべき」と回答した企業の割合は、前年調査から13.6ポイント上昇し、41.7%となっています。

回復基調にある経済をより自律的な成長軌道にのせていくための人への投資とその重要な要素である最低賃金をナショナルミニマム水準へ引き上げていく必要があります。

続きまして、4ページの奈良県の状況「地域間格差」についてです。

奈良県は、県外就業率が28.8%と全国2位となっております。特に大阪への県外就業率が高く、最低賃金の格差が126円もあります。左下にある表のとおり、県外就業率が高い他県と比べてもその差は大きく、奈良県内の雇用を創出し、地域経済を活性化させるためにも労働力流出の改善に向け、地域間格差の改善を図る抜本的な取り組みが必要です。また、令和元年県民アンケートでも、「県外で仕事をしている・希望している理由」の一番目が、「県外の方が勤務条件が良い」というもので、約5割の方が、そのような回答をしている結果となっております。

続きまして、5ページの奈良県内の人手不足倒産ですが、全国状況としては、人手不足企業は正社員で45.9%となっております。ウィズアフターコロナにおいて、全国的に人手不足割合が上昇しています。特に飲食店、旅館、ホテルで人手不足が目立っており、今後の経済回復に合わせてこの割合は増加する傾向にあります。奈良県内においては、人手不足倒産が増加しており、高齢化による休廃業・解散が2年連続増加し、倒産件数の4倍となっております。地域経済の発展のために経営者にとっても大切な優秀な人材の確保を重要な問題として取り組む必要があります。

続きまして、6ページの地域別最低賃金の3要素ですが、まず、最低賃金法では、地域別最低賃金を決定する際の3つの要素として、「生計費」「賃金」「通常の事業の賃金支払い能力」を定めており、また、賃金のセーフティーネット機能を強化し、生活保護水準を下回らないよう配慮することを法で求めています。

「労働者の生計費」については、連合は最低必要生計費を満たす賃金水準として、マーケット・バスケット方式で、「連合リビングウェイジ」を都道府県ごとに4年に1度算定しております。最新の2021年12月改定の基準によりましては、950円から1190円となっております。全ての都道府県で時給950円を上回らなければ単身世帯でも生活できないというような結果となっております。この「連合リビングウェイジ」は、労働者が、健康で文化的な最低限度の生活のために必要な支出をベースに算定しており、決して華美なものが含まれているものではありません。埼玉県さいたま市をモデル地域としまして、ここは、首都である東京都から最も近い県庁所在地であり、各交通の要衝で利便性が高く、各駅を中心に住宅地が広がっており、家賃相場も東京都内に比べて低く、食料・日用品の購入に関する利便性も高く、一定の生活時間を確保しやすいというところでモデル地域として想定しております。

続きまして、7ページには、「連合リビングウェイジ」により算出された奈良県の時間額を記載しています。時間額は1010円となっております。現在の最低賃金額からは144円不足しています。最低賃金を引き上げることにより、経済の健全な発展を促すこととなっております。経済の好循環には、最低賃金の引き上げが必要です。誰もが健康で文化的な生活を営むことができる十分なセーフティーネット機能を果たすことができるナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げていくべきであります。

続きまして、8ページの「労働者の賃金」についてですが、こちらは各種統計資料を加味した上の議論としていただきたく、外部労働市場の資料としまして「タウンワーク」と「リクルートジョブズ」の2種類の資料より、奈良県の平均時給を記載させていただいております。この民間シンクタンクにおけるパートタイム労働者の募集金額は、全国どこを見ても最低賃金額を上回る金額となっております。「タウンワーク」では、7月5日更新の金額になりますが、奈良県の平均

時給は950円となっております、最低額の販売系につきましても912円となっております、「リクルートジョブズ」については、平均時給が954円という値になっています。これは、労働力人口が減少する中で、企業の存続・発展に向けては、まず、人材確保が重要だということの表れではないでしょうか。中小企業または小規模事業者の層は、賃上げによって人材を確保しなければ事業の存続がままならないということがうかがえます。現在の地域別最低賃金額は、労働市場の実額から見ても著しく低位に置かれているようにも見えます。令和3年「賃金構造基本統計調査」によりますと、奈良県の短時間労働者の時間額は、平均額で1384円となっており、令和4年職業安定業務統計のCランクでは、パートタイム労働者の1求人票当たりの募集賃金が下限額でも1041円となっています。

また、学生アルバイトに対するアンケート調査を実施したところ、4割超の学生が時給951円～1000円で働いており、労働市場の実態も見取れます。

2022年の春季生活闘争においては、未来づくり春闘を掲げ、経済の後追いではなく、経済・社会の活力の原動力となる人への投資を積極的に求めた運動を展開してきました。結果として、有機・短期・契約等の時給額は加重平均で前年比23.75円の賃上げとなり、人手不足を背景に、優秀な人材を確保しようとする企業内労使の誠実な話し合いにより賃上げの流れは継続しています。

続きまして、9ページですが、奈良県の最低賃金866円では、2000時間フルに働いても、月額14万4千円程度、年収で言うと173万円程度に過ぎず、いわゆるワーキングプアと呼ばれる年収200万円にも遠く及ばない層があります。経験豊富な労働者の時間額は、奈良県内高卒初任給の17万3千円で計算した時価額を下回っており、早急に見直す必要があります。

賃金改定状況調査の第4表では、令和4年のCランクで1.6%の賃金上昇がありまして、パートでは1.7%上昇しています。この賃金上昇率の流れを最低賃金の引き上げにつなげ、最低賃金近傍で働く者の労働条件向上へ波及させることが重要で、これを踏まえた最低賃金の引き上げを行うべきであると考えます。

続きまして、10ページの「通常の事業の賃金支払能力」についてですが、これは、当該業種等において、正常な経営をしていく場合に、通常の事業に期待することのできる賃金経費の負担能力のことでありまして、個々の企業の支払い能力ではないということでもあります。さらに、最低生計費を下回るような低賃金に依拠することで事業がようやく成り立っている企業は、短期的には雇用を守っているようでありながら、内需を弱体化させる要因であり、「通常の事業」とは言えません。最低賃金の引き上げにより雇用が維持できないというのは、現状維持の企業経営が前提であり、経済成長する上で、企業経営というものはイノベーションを起こし、発展・成長していく必要がありますので、雇用の維持も含めた企業経営を行うことが「通常の事業」であると考えます。

県内企業の安定・継続のために人材、とりわけ、奈良県に愛着を持つ若者を確保していくことは、私たち奈良県に暮らす者として大切な課題の一つです。

奈良県内の企業の更なる発展と人材の確保、また、担い手不足・労働力不足に歯止めをかけるために、魅力ある最低賃金の水準を求めます。

最後に、労働者が生活や雇用に不安を抱える中、最低賃金を引き上げることは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得ます。本審議会が魅力ある奈良県最低賃金を審議する場になることを求める共に、円満かつ早期の改正決定となるよう真摯で生産性のある金額審議に努めていただきたいと思います。

以上、労働者側の主張とさせていただきます。

【伊東会長】

はい、ありがとうございました。

続きまして、次に奈良経済産業協会様をお願いします。

【上村委員】

失礼します。使用者側を代表いたしまして、私、奈良経済産業協会の上村が意見を述べさせていただきますと思います。

一昨年来からのコロナ禍が2年以上を経過して、3年目に入っているところであります。春先以降はしばらく落ち着いた状況で、私共も期待をしておったのですが、7月に入ってから、爆発的な感染者の増大し、まさに第7波が来ている状況であります。

これを受けまして、私共の会員企業でも、宿泊・飲食のキャンセルが相次いでおりまして、経済回復の期待に水を差す状態となっております。

このコロナ禍におきまして、特に、「人の移動・交流」に関わる宿泊・飲食・交通・運輸等の事業や、またはそれに関連する製品・サービスを提供する企業におきまして、依然として回復の見通しが立たっていない、厳しい状況にあります。

その中で、昨年末からの原材料やエネルギー費の高騰は、年明けのロシアによるウクライナ侵攻により、日本経済に広範囲にわたり、影響を及ぼしているところであります。

また、一時1ドル139円を超えた円安は、原材料・エネルギー等の輸入価格の上昇を招き、事業運営コストは大幅に増大し、企業経営の大きな負担となっております。

原材料価格が高騰する中で、大手企業と取引する中小企業においては、十分に価格転嫁ができない中で、経費負担を強いられているところであります。

原材料の上昇分の転嫁も充分ではない中で、それ以外の生産・加工に要する電気代、製品を運ぶガソリン代・運送費、人件費上昇分等による値上げを認めてもらえない状況は変わらず、事業コストの増大は耐えられない領域に来ているものと思います。

価格転嫁ができない中で、逆に、取引先からは毎年定率でのコスト削減要請が常態化しているところであります。

皆様ご存じの通り、企業間物価の上昇は10%を超えております。消費者物価は生鮮を除いたものは2%程度、ちなみに、生鮮とエネルギーを除くと1%程度となっており、企業物価の上昇分との差は、中小企業等の中間各層にある企業が、自ら負担を背負う形を強いられています。

更に、昨年の過去最高となる最低賃金の大幅引上げ、社会保険料の適用範囲の拡大、雇用保険料の引き上げ等、企業単独ではどうしようもない、避けられない制度改正による負担増で、一段

と厳しさが増している状況であります。

観光立県の奈良県では、インバウンドが戻らない中、未だ回復していない状況であることをご認識いただきたいと思います。その中で、中小零細企業、特に、コロナ禍で大きなダメージを受けている小売・サービス業こそが最賃近傍で働く多くの労働者を雇用している状況でございます。

仮に今年度、最低賃金が大幅に引き上がるようなことがあれば、その影響が経営を直撃し、雇用の削減や廃業につながるものが強く懸念されるところでございます。

奈良県の状況でございますが、令和4年4月の鉱工業指数が88.3でございます。ほぼ26カ月連続で80ポイント台が続いており、指数的に低い状況で、残念ながら奈良県の経済・産業は低位の傾向が続いているところであります。ちなみに、全国の鉱工業指数は、95.2ポイント、近畿では96.9ポイントとなっており、奈良県と比べると、全国とでは6.9ポイント差、近畿とでは11.3ポイント差と、奈良県の置かれた厳しい状況が見て取れるかと思えます。

この春の労使交渉の結果を申し上げたいと思います。

経団連の調査では、1.97%、奈良経済産業協会の調査では、1.82%となっているところでありますが、ただ、経団連及び当会の調査とも、回答企業数が限られており、規模が比較的大きいことが見て取れ、「賃金改定状況調査結果」第1表によりますと、「賃金改定を実施しない事業所」は、全産業計で46.8%にも及び、特に生活関連サービス業においては、55.9%に及んでおります。中小零細企業において賃上げがなされていない企業も数多くあることから、一部の調査からの回答結果の扱いには十分な注意が必要かと思えます。

更に、春季労使交渉の対象となりますのは、前年度の実績をベースとして、経験・知識・スキル・成果等の総合的な結果として行われるものであるところでございます。しかし、最低賃金におきましては、経験・知識・スキルの多寡に全く関係なく一律に定められるものであり、評価軸が全く異なっていることに留意する必要があると思えます。

やはり、賃金に関しましては、広範な賃金調査である毎月勤労統計調査が非常に重要であると考えております。

この賃金支払いのもとになります労働生産性ですが、OECDのデータでは、日本の時間当たり労働生産性はOECD加盟国38か国中23位、また、一人当たり労働生産性は28位、主要先進7カ国で見ますと、両指標とも1970年以降最下位の状況が続いております。まずは企業の労働生産性を高めることが先決であると考えているところであります。

今年度の金額審議における基本的な考え方を申し上げたいと思います。

最低賃金制度は、最低賃金法第1条にありますように、賃金の低廉な労働者に対する施策でございます。賃金引上げや消費の拡大といった政策を目的としたものではございません。また、同法第9条には、地域別最低賃金の決定に当たっては、労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならないと明記されております。しかし、最低賃金は、平成28年度以降、令和2年度を除いて、引上げ率が3%台の大幅な引き上げが続いております。消費者物価指数や賃金上昇率といった生計費、賃金、支払い能力に関する各種指標を見ても、近年のように3%を超えるような引き上げの根拠は見当たらず、経営実態を十分に考慮していないとの声がございます。

原因は、政府方針に配慮した目安審議が求められた結果で、根拠が必ずしも明確ではない大幅な引き上げ目安が提示されてきたためであり、特に昨年度、コロナ感染症の影響がまだまだ厳しい中にも関わらず、目安額は過去最高額が提示され、その決定プロセスや目安額自体に対して、不信感を指摘する声が数多くありました。

これに関連して今年の4月に、日本商工会議所等の中小企業3団体は、要望書を出して経営実態を十分に考慮した審議を求め、法が定める三要素に基づいて、各種指標・データによる明確な根拠を基に、納得感のある水準を決定すべきと指摘しております。

これらを受けて、政府も、グランドデザイン及び実行計画において、データ・エビデンスを基に、適正な賃金引き上げの在り方について検討を行う、更に、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮した議論が必要と述べられています。

そして、これらに関連して、2010年においては、名目3%、実質2%を上回る成長を前提として、全国平均1000円を目指すことについて、労使で合意しているところでもあります。しかし、この間、名目3%、実質2%を上回る成長をほとんど達成することなく、この経済環境下で合意を無視して議論を進めてきているということでもあります。

最近の名目GDPの推移を見ても、2019年は、マイナス0.5%、2020年はマイナス4.0%であり、2021年はプラス2.2%でしたが、前年がコロナ禍で大きく落ち込んだ反動であり、2010年に労使が合意した名目3%、実質2%という成長率からは程遠い状況でありながら、近年は3%台の引き上げが行われてきたという事実があるかと思えます。今年度の審議におきましては、各種調査結果や指標・データに基づいた目安かどうかを先ずはしっかりと検証し、最低賃金法で定められている決定の原則にしたがって、慎重な審議を行う必要があると考えます。

使用者側は、従来から各種統計調査結果に基づく審議を行うことということで、三要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果の第4表を重視すると申し上げておりました。令和2年、3年は特殊な事情があり、それができていませんでしたが、今後も第4表を重視したうえで、中小企業の実態や地域経済の実情、その他指標を勘案して、納得性がある目安かどうかを第一に議論し、その根拠等を示していただきながら、慎重な審議を進めるべきだというスタンスは従来通りであります。

最低賃金は、一律に強制力を持って適用されるものでありまして、加えて、下方硬直性が強く、景気後退局面において、実質的に引き下げることができないことを考慮しなければならないと思います。コロナ禍において、雇用を維持しながら必死に経営を継続している企業の通常の事業の支払い能力を最も重視して審議を行っていく必要があると思います。

コロナ禍の影響を受けて、急激な原材料・エネルギー費の上昇、円安の進行等により、中小零細企業の経営状況を各種指標から的確に読み取って、明確な根拠に基づいた納得感のある調査審議が重要です。ですから、エビデンスたる第4表を重視した審議が求められるということでもあります。

なお、目安額はあくまで目安として、最低賃金審議会や専門部会での議論を拘束する性質のものではないこと、あくまでも、当該地域経済の実態を踏まえた審議を行うことで目安額が絶対で

はないことを確認したいと思います。

収益の持続的な改善・拡大や生産性向上を伴わない中で、合理的な根拠に乏しい最低賃金の大幅引き上げは、収益の動向に関係なく、人件費の増大を強いられることになり、特に、最低賃金の影響を受けやすい多くの中小零細企業の経営を直撃し、そこで働く者の雇用を失わせるだけでなく、人件費の増大が企業経営を圧迫することで、事業の継続自体をも危うくすることとなります。その結果、地域経済に悪影響を及ぼし、我が国の経済の再生が遠のくことにつながりかねません。

未だコロナ禍によって、足下の景況感は極めて厳しく、先が見通せない経済情勢が続いており、既に3年目に入っているところであります。企業経営は非常に痛んでおり、これ以上耐えられない状況まで追い込まれています。事業の存続にかけて必死の対応に迫られている中小企業・小規模事業者の雇用維持に向けた努力に決して水を差すことのないよう、企業が置かれている厳しい状況を関係者一同が重く受け止めて、審議に臨むべきであると考えています。

最低賃金の大幅な引き上げは、生産性向上が前提となるべきではありますが、政府による各種生産性向上の支援策等は示されながらも、その効果が未だ十分に上がっているとは言えません。日本の生産性の低さが改善されていないことから明らかであります。そのような中で、最低賃金の大幅な引上げを先行させることは原理に反し、支援策の有無ではなく、支援策の効果がはっきりと示され、改善された段階で議論すべきであろうかと考えております。

最低賃金の審議では、県内中小零細企業の経営実態や、経済・雇用等の状況を鑑み、希望的な観測や予測ではなく、エビデンスに基づいた、真の経済実態に合った慎重な調査審議が必要であろうと考えています。

今年度の金額審議における使用者側の見解を申し上げさせていただきました。以上でございます。ありがとうございました。

【伊東会長】

ありがとうございました。それでは、最後に「奈良県労働組合連合会」、「市民生協ならコープ労働組合」、「奈良県医療介護福祉労働組合連合会」様、お願いします。

【奈労連代表 ならコープパート労働組合柏井英子委員長】

私は、市民生活協同組合ならコープで働いている柏井と申します。

私は、週に31時間15分働いています。時間給は870円です。店舗でレジを担当しております。

商品の陳列や発注を担当している仲間が、プライスカードの交換が大変多くなっていると言っています。商品価格が上昇しています。一点一点は少額でも、我々の家計には大きな負担です。電気もガスもガソリンも上がっています。

私自身も小さな車ですが、ないと通勤ができませんので、持っています。

以前、給油は1回2000円でしていました。でも、今は3000円しないとガソリンのメー

ターが半分以上になりません。

家計は苦しくなっています。

私の職場は生駒市にあります。求人募集をしてもなかなか人が集まりません。生駒のトンネルを抜けたら大阪です。大阪の最低賃金は、992円です。ちょっと足を延ばせば1時間当たり126円多くもらえます。木津川を超えれば1時間当たり72円多くもらえます。奈良で働く人を増やしてください。最低賃金の引き上げは、大阪や京都より1円でも多くして格差を縮めてください。

非正規で働く労働者が4割を超えていると言います。私の職場でも、15年程前までは正規雇用の社員がいて、お休みを取ることや仕事でわからないことを尋ねることができました。しかし、そのチーフと呼ばれていた職員は移動し、非正規ばかりで仕事を回すようになりました。仕事は大きな混乱もなく行っているけど、緊張やプレッシャーが常にのしかかってくるけど、非正規の給料のままです。雇用する企業側からすれば、非正規で雇って、正規雇用者と同じ仕事をさせられるので、非正規労働者がここまで増えているのだと思います。

大きな企業は内部留保をため込んで、何かあった時のためにと言いますが、中小の企業は大手に価格を抑えられ、従業員の給料を支払うのも大変だと言います。

我々からすると、株価の上昇も、日銀の金利も関係ありません。運用するお金も金利が付く預貯金もないのですから。経済を動かすために、企業がため込んでいる内部留保を労働者に分け与えてください。

買いたいものやりたいことみんな我慢しているのです。働いて稼ぎ、使ってまた働こうと思える社会にしてほしいです。

一緒に働く仲間が先日こんなことを言っていました。

来年娘が成人式なので、レンタルの着物の予約をしたら、38万円もするんだって。だけど、一生に一度きりだし、娘に悲しい思いをさせたくないから、頑張らないといけない。だから、ダブルワークをすることにして、朝からコープで6時間働いて、お休みの2日間を別のところで働いています。彼女はいつ体を休めているのでしょうか。非正規はこんな状況で働いております。そんなことも、皆様のお耳に届けさせていただける機会を与えていただけて、私は大変喜んでます。我々ならコープは、労働組合があって、お話をさせていただけましたが、ほとんどのところには、労働組合がありません。非正規で働いている者にとって、皆様にお話を聞いていただける機会はあまりないものと思って、お話をさせていただきました。ありがとうございました。

【伊東会長】

ありがとうございました。

ただ今、各労使団体の皆様から意見をお聴きしましたが、これら意見につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。

(意見等なし)

【伊東会長】

ご質問がないようですので、みなさんからのご意見は今後の審議の参考にさせていただきます。以上をもちまして、「関係労使からの意見聴取」は終了といたします。最後になりますが、議題（3）「その他」について、事務局から何かありますか。また、念のために、次回の審議日程も今一度、説明をお願いします。

【箸方室長】

それでは、まず、資料15頁「最低賃金と生活保護との整合性について」をご覧ください。

最低賃金法第9条第3項では、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と規定しております。そのため、最低賃金と生活保護費の比較を説明するためにお付けいたしました。

19、20頁に、令和2年度の生活保護のデータ及び最低賃金のデータによるグラフと、令和2年度の生活保護のデータ及び令和2年度の最低賃金のデータによるグラフが2種類ありますが、いずれも都道府県別に生活保護費と最低賃金額を比較したものでございます。このグラフのとおり、奈良県を含め、全都道府県で最低賃金が生活保護費を上回っておりますことをご報告いたします。

次に、次回の審議会の日程をご説明させていただきます。

次回の令和4年度 第3回本審は8月5日（金）15時00分開始の予定です。審議内容は、奈良県最低賃金に関しましては、奈良県最低賃金専門部会におきまして一定の結論に達しているということでありましたら、「奈良県最低賃金専門部会の審議結果」の報告、この審議結果報告を踏まえた審議等の予定です。奈良県特定最低賃金に関しましては、奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の諮問等を予定しております。

なお、審議は「公開」審議となります。

以上でございます。

【伊東会長】

はい、ありがとうございました。それでは、これもちまして本日の審議会を終了いたします。皆さんどうもお疲れ様でした。